

令和8年8月7日

国立大学法人鹿児島大学長

動物実験に係る不適切な取扱事案に関する機関管理体制の検証結果について

令和8年1月9日に公表した本学共同獣医学部における動物実験に係る不適切な取扱事案について、本学における動物実験の機関管理体制を検証し、再発防止策を講じたので別添のとおりお知らせします。

動物実験に係る不適切な取扱事案に関する機関管理体制の検証結果について（報告）

本学共同獣医学部において動物実験に係る不適切な取扱事案があったことについて、本学における動物実験の機関管理体制を検証し、再発防止策を講じたので以下のとおり報告します。

1. 事案の概要

令和 3 年度から共同獣医学部で実施されていた動物実験について、令和 7 年 2 月に動物実験の適切性に関する告発を受け、学長の指示による予備調査委員会において調査した結果、大学が承認した動物実験計画書と異なる実験が実施されていたことが判明し、令和 7 年 5 月、大学として当該動物実験の中止措置を講じたものです。

2. 事案の経緯

- | | |
|-------------|--|
| 令和 3 年 5 月 | 動物実験計画書①を動物実験委員会（以下「全学動物実験委員会」という。）で審査のうえ、学長が承認（令和 3 年 5 月 11 日付け）。 |
| 令和 3 年 7 月 | 実験開始。
〔令和 3 年度：7 月 8 日～10 月 27 日〕
〔令和 4 年度：7 月 30 日～11 月 8 日〕 |
| 令和 4 年 11 月 | 共同獣医学部動物実験委員会に「健康動物のみ搬入を認められている施設に、呼吸器疾患に罹患している牛を導入しているのではないか」との指摘。共同獣医学部において、実験責任者に実態聴取。呼吸器疾患に罹患していないが、搬入 1 ヶ月前に肺炎治療を完了し、搬入時には症状を呈していない牛を使用していることが判明したので、「肺炎既往歴の牛を使用する」ことを動物実験計画書に記載するよう実験責任者に依頼。 |
| 令和 5 年 3 月 | 対象動物を「臨床的な健常牛とともに、肺炎罹患後、臨床的に回復している牛」と記載した動物実験計画書②を新規申請。 |
| 令和 5 年 5 月 | 上記動物実験計画書②を全学動物実験委員会で審査のうえ、学長が承認（令和 5 年 5 月 31 日付け）。 |
| 令和 5 年 7 月 | 実験開始。
〔令和 5 年度：7 月 22 日～8 月 29 日〕
〔令和 6 年度：10 月 3 日～10 月 27 日〕 |
| 令和 7 年 2 月 | 動物実験の適切性に関する懸念（病原体取扱施設の適正性、 |

動物実験計画書①②に記載のない肺炎の動物で実験を実施)について告発を受理。

令和7年5月 大学が承認した動物実験計画書①②と異なる実験が実施されていた(実験実施場所が適切ではなかった、肺炎症状の疑いがある牛を使用していた)と大学として判断し、実験中止(令和7年5月15日付け)。

※後日の聴き取りでは、肺炎が疑われる症状があった場合は、抗生剤を投与し、改善後に実施したこと、臨床的には肺炎と診断できるレベルではなかったことを確認。

3. 研究の概要

本実験が行われた研究は、経済的損失が大きい牛の感染性肺炎に対する治療法の確立を目的として、抗菌薬の肺炎罹患部位への移行性を明らかにするものです。具体的には、一度肺炎に罹患した牛は、症状は回復していても肺の病変は残っていることが多いため、肺炎罹患後、臨床的に回復している牛に対し各種抗菌薬を投与した後、経時的に複数回の気管支肺胞洗浄(BAL)を実施し、回収したBAL液を用いて肺炎罹患部位への移行性を解析しました。

4. 判明した問題点とその原因

(1) 実験実施場所

供試牛導入後に採取したBAL液からBSL2に該当する病原体が検出されていたこと、また、令和3年度の実験において、BSL2に該当する病原体が検出されていることから、令和4年度以降も検出される可能性が想定されたにも関わらず、本学においてBSL2施設として承認を得ていない施設で実験を行っていたことが判明しました。

<検出された病原体>

- ・Mycoplasma bovis
- ・Pasteurella multocida

上記問題の原因は、実験責任者が、検出された病原体は一般農場で発生する肺炎の原因菌であること、意図的に病原体を感染させるいわゆる一般的な「感染実験」ではなく自然感染牛を用いた実験であり、必ず病原体が検出されるものではないことから、農場等で実施されている感染対策および拡散防止措置を行うことでBSL2の承認が得られていない実験室でも実施可能と認識していたことによるものです。

※実験に際して、実験責任者及び実験者は、防護服の着用、飼育、実験エリアの消毒、他個体との隔離は行っており、周囲への拡散は確認されていません。

(2) 動物実験計画と実施内容との齟齬

令和5年5月31日付け承認の動物実験計画書②には「肺炎罹患後、臨床的に

回復している牛」を使用する旨記載されていたが、実際には農場から搬入した際、一部の動物は発熱や咳嗽などの呼吸器感染症を示唆する症状を呈していました。

本実験では、肺炎罹患後、臨床的に回復しているとしても、潜在的に肺の病変が残っている可能性が高いことから、一旦肺炎を発症していれば疾患動物モデルとして扱う必要がありました。しかし、実験責任者は、症状が安定していれば、当該疾患に関して想定される症状や苦痛対策、実験中止基準を記載する必要はないと認識していたことにより、供試する牛の肺炎の状態に関する記載が動物実験計画書②にされておらず、実施内容と齟齬が生じました。

(3) 機関管理体制

令和 4 年に、共同獣医学部に指摘があったことが、全学動物実験委員会に報告がされていませんでした。

※全学動物実験委員会は、本学で実施するすべての動物実験に関して、動物実験計画が動物実験等に関する法令、飼養保管基準及び基本指針等に適合していることの審査を行うとともに、実施確認、施設管理、教育訓練、点検評価及び情報公開を掌理しています。

上記問題の原因は、共同獣医学部教員による本実験について、共同獣医学部動物実験委員会に指摘があったため学部内の対応に閉じられていたことです。

また、本学の規則上の取扱いにおいて、実験内容の変更については、変更申請ではなく、新規で動物実験計画が申請されることになっているため、全学動物実験委員会では、令和 5 年 3 月に申請された動物実験計画書②が、令和 3 年度に申請された動物実験計画書①と関連性があると認識できていませんでした。

5. 検証及び再発防止策の検討について

本事案を受けて、以下のとおり検証及び再発防止策の検討を行いました。

令和 7 年 5 月～7 月 共同獣医学部における検討。

令和 7 年 7 月 10 日 共同獣医学部長から、学長あてに報告。

令和 7 年 7 月～9 月 全学動物実験委員会委員による検討（外部有識者との意見交換含む）。

令和 7 年 10 月 17 日 全学動物実験委員会（令和 7 年度第 2 回）開催。
動物実験に関する再発防止策検討ワーキンググループ（以下「再発防止検討 WG」という。）の設置及び動物実験の自己点検票の改定を承認。

令和 7 年 11 月 25 日 全学動物実験委員会（令和 7 年度第 3 回）開催。
外部有識者 2 名出席の上本事案が動物の愛護及び管理に関する法律に違反しないか審議。

令和 7 年 12 月 19 日 上記審議における委員からの意見を受けて、実験責任者へ事実関係の確認を依頼。（12 月 25 日回答）

令和8年1月7日～2月17日

全学動物実験委員会（令和7年度第4回、メール審議）開催。

実験責任者からの回答を踏まえて、本事案が動物の愛護及び管理に関する法律に違反しないかを審議。

委員からの意見により2月10日に全学動物実験委員会委員による実験責任者へのヒアリング結果も踏まえて、同法律に抵触する行為はなかったと判断。

令和8年1月26日 再発防止策検討WG（第1回）開催。

検証及び再発防止策について検討。

令和8年2月17日 再発防止策検討WG（第2回）開催。

検証及び再発防止策について検討。

令和8年2月26日 全学動物実験委員会（令和7年度第5回）開催。

外部有識者2名出席の上、検証結果及び再発防止策とりまとめ。

6. 検証結果

(1) BSL 未承認施設で実施された要因

- ・本学では、BSL3以上の病原体を取り扱う実験については全学的な教育訓練を実施しています。一方、その他の病原体や遺伝子組換え体を使用する実験に関する教育については、各部局や研究室において実験内容に応じて実施されている状況です。
- ・動物実験に関する教育訓練は、全学レベルで実施しており、訓練内で病原体関連の規則紹介や拡散防止の啓発を行っていますが、具体的な運用やリスク管理に関する説明は限定的となっています。

<検証ポイント>

実験実施者に対する教育内容が不十分となり、それに伴う安全意識の低下（認識不足）が生じていたことが考えられます。したがって、病原体等安全管理委員会および遺伝子組換え実験安全委員会を含め、教育訓練体制の見直しが必要です。

また、感染実験を対象とした運用基準は整備されているものの、研究における自然感染動物の取扱いについて、判断基準および運用が明確に整理されていなかったことも要因の一つと考えられることから、その取扱いに関する基準を整備する必要があります。

(2) 動物実験計画書との齟齬が生じた要因

- ・実験責任者自身は病態を把握していたものの、動物実験計画書を通じてその内容が審査側に十分伝わらず、審査過程で病態の詳細な理解を得るに至りません

でした。

<検証ポイント>

審査側が実験に伴う病態をより詳細に把握できるよう、実験責任者が必要な情報を漏れなく記載でき、審査側も内容を確認しやすい動物実験計画書の申請様式へ改訂するとともに、教育訓練において動物実験計画書の適切な記載方法に関する説明を充実させる必要があります。

(3) 部局内で対応が留まっていた要因

- ・ 本事案が全学動物実験委員会への報告対象に該当するかどうかの判断基準が曖昧でした。
- ・ 動物実験が「機関管理体制」であるという認識が十分ではなく、個々の研究者や部局の裁量に依存していました。
- ・ 全学動物実験委員会においても、動物実験終了後に実験責任者から提出される動物実験報告書による報告を受けるに留まっており、能動的な状況把握や指導体制が十分ではありませんでした。
- ・ 共同獣医学部の特殊性として、学内規定に基づく管理と「AAALAC 認証制度」に基づく管理が並立しており、二重管理体制となっていました。

<検証ポイント>

実験責任者から提出される動物実験報告書や自己点検票による自己点検・評価に加え、各部局における動物実験の実施状況等について能動的に情報収集を行う体制を構築する必要があります。また、承認された動物実験について、定期的なモニタリングを実施する体制を構築し、全学的な安全管理の実効性および透明性を確保する必要があります。

7. 検証結果を踏まえた再発防止策

①再教育訓練の実施

- ・ 受講者の負担を考慮し、動画視聴とアンケート（またはテスト）によるeラーニング形式とします。
- ・ 3Rs の原則、動物福祉、関連法令および学内規則の再確認に重点を置きます。
- ・ 遺伝子組換え実験や病原体を使用する実験の安全管理についても、関連する委員会と連携し、合同で教育訓練を実施するための検討を進めます。

②承認後モニタリングの導入

- ・ 実験責任者に対して、全学動物実験委員会が年 1 回以上の現場確認（立入検査）を実施します。
- ・ 濃淡管理によるモニタリングとし、以下の条件で抽出します。
 1. 郡元・桜ヶ丘キャンパス内で実施されている中・大動物（家畜系、サルなど）を用いた動物実験。
 2. 安全管理を要する動物実験（P2A 以上の遺伝子組換え、BSL2 以上の病原体、

有害化学物質、放射線・放射性物資を用いる動物実験）。

3. その他全学動物実験委員会が必要と判断した動物実験（審査時に疑義があったものや、学外で実施されている実験であっても全学動物実験委員会が注視すべきと認めた動物実験）。

※ただし、抽出基準は引き続き、再発防止検討WGにて検討します。

4. 共同獣医学部附属南九州畜産獣医学教育研究センター入来牧場（薩摩川内市入来町）については、2年に1回の施設調査の際に承認後モニタリングを兼ねることとします。

③報告体制の強化

- ・ 実験責任者が全学動物実験委員会に提出する年1回の動物実験の自己点検票を用いた自己点検において、「実験ノートと計画書の照合」を実験責任者に行わせ、その状況を報告させる項目を追加します。
- ・ 全学動物実験委員会から各部局に対し、年2回以上「事故や問題の有無」を定期的に聞き取る体制を構築します（様式は任意）。
- ・ 研究協力課研究支援係が動物実験の窓口であることを明確にし、各飼養保管施設への掲示等を通じて周知徹底します。

④動物実験計画書様式の改定

- ・ 動物実験計画書様式を改定し、実験責任者が予想される臨床徴候および苦痛、それらに対する対応策を具体的かつ漏れなく記載できるとともに、審査員が必要な情報を容易に確認できる様式へ見直します。

⑤動物実験計画書審査の強化

- ・ 一次審査及び二次審査の際、疑義がある場合、実験責任者へのヒアリング（対面またはオンライン）を実施します。
- ・ ヒアリングを行う基準は検討する必要がありますが、まずはフレキシブルに対応することで運用を開始します。

なお、令和7年10月17日に開催した全学動物実験委員会において、動物実験の自己点検票に以下の2項目を追加する改定を行いました。

- ・ 動物実験計画書に記載した内容からの逸脱、動物福祉に関する懸念、飼育中の事故や災害、その他動物の健康に影響を及ぼす事象の発生はなかったか。
- ・ 使用した実験動物の輸送や健康の状態は適正であったか。

また、共同獣医学部では、再発防止策として、令和7年7月以降、以下の対応を行っています。

○動物実験計画書と実施内容の整合性の徹底

- ・ 承認された動物実験計画書と実際行われた活動を共同獣医学部動物実験

委員会が確認する、新たな「承認後モニタリング」による整合性の徹底及び共同獣医学部附属動物病院獣医師による、導入動物の健康観察・診察（特に中大動物）を実施。

- ・「承認後モニタリング」による、共同獣医学部総合動物実験施設獣医学的ケア部門獣医師、共同獣医学部動物実験委員会、研究者との意思疎通の向上。

○感染症リスクに応じたバイオセーフティ管理と施設基準の厳守

- ・共同獣医学部総合動物実験施設のポリシー・ガイドラインの周知徹底、学部動物実験計画書の活用による苦痛の管理と軽減、および継続的な教育訓練を実施。

これらのほか、自然感染動物の取扱いについて、その判断基準および運用を明確に整備する必要があるため、本学病原体等安全管理委員会と協議し、取扱要領を策定します。

8. 法令等との関係

本事案において、実験実施場所の問題は「鹿児島大学における病原体等の管理要領」に違反しており、動物実験計画と実施内容との齟齬については「鹿児島大学における動物実験に関する規則」に違反していました。

また、大学として承認した計画と異なる実験が実施された際の機関管理体制については「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」第2の4「動物実験計画の実施の結果の把握」に定められた措置が十分にできていませんでした。

その他の関係法令等に関しては以下のとおりです。

- ・「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」及び「家畜伝染病予防法」

検出された病原体は、いずれも、法令で指定されている病原体ではなく、法令に違反するものではありませんでした。

- ・「動物の愛護及び管理に関する法律」及び「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」

全学動物実験委員会における審議の結果、実験責任者は発熱等の症状があることを認識したうえで、抗生剤や解熱剤を投与するなど適切な治療行為を行っており、またBALも供試牛の状態を診て実験を中止することを前提に実験を計画し、実施していたことを踏まえ、当該法律等に抵触する行為はなかったと判断しました。

- ・「鹿児島大学における研究活動上の不正行為に関する規則」

学長の指示による予備調査委員会における調査の結果、当該規則に定める研究活動上の不正行為には該当しないと判断しました。

9. 関係者の処分等

本事案の調査結果及び検証結果を踏まえ、検討予定です。

以上

(補足)

※BSL・・・ バイオセーフティレベル

細菌・ウイルスなどを取り扱う実験施設の分類で、病原体を封じ込めるための設備や運営管理体制により 1～4 に区分されるもの。

具体的な分類は、本学病原体等安全管理委員会で定めており、法令で指定されていない病原体の取扱についても、ここで定める実験室で行うこととしている。

※BSL2・・・ (個体に対する中等度危険度、地域社会に対する軽微な危険度性)

ヒト或いは動物に病原体を有するが、実験室職員、地域社会、家畜、環境等に対し、重大な災害とならないもの、実験室内で暴露されると重篤な感染を起こす可能性はあるが、有効な治療法、予防法があり、伝播の可能性は低いもの。

※BSL3・・・ (個体に対する高い危険度、地域社会に対する低危険度)

ヒトに感染すると重篤な疾患を起こすが、他の個体への伝播の可能性は低いものの。

※AAALAC 認証制度

国際実験動物ケア評価認証協会 (AAALAC International) が、動物の管理と使用に関するプログラムの質を評価し、認証する制度。

※3Rs の原則

動物実験の実施に際して Replacement (代替法の利用) 「科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用すること」、Reduction (使用数の削減) 「科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り利用に供される動物の数を少なくすること」、及び Refinement (苦痛の軽減) 「利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によって行うこと」のそれぞれ R で始まる語に代表される事柄に十分配慮して動物実験を実施しようとするもの。

※P2A・・・ 遺伝子組換え生物等を使用する動物実験において、微生物、きのこ類及び寄生虫のうち、哺乳動物等に対する病原性が低いものを使用する場合の拡散防止措置の区分。